一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書［建設工事］提出要領

１．受付方法

矢板市の入札参加資格審査申請書の受付については、栃木県と県内各市町において、競争入札参加資格申請の受付及び審査を共同受付窓口（栃木県）で一括して実施します。本市の競争入札参加資格の認定を希望するものは、栃木県への申請が必要となります。

２．入札参加資格

次の条件を全て満たす者が、本市に入札参加資格審査を申請できます。

① 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定による許可を受けている者

② 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者

③ 本市の入札又は契約に関し、地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定に基づく入札参加制限を受けていない者

④ 登録を希望する業種について、経営事項審査を受けている者

⑤ 登録を希望する業種について、２名以上の技術者を有する者（市内業者は除く）

⑥ 市内業者について、市税全品目及び消費税に未納が無いこと

⑦ 市外業者について、法人は法人税、個人は所得税及び消費税に未納が無いこと。また、市外業者で、本市の市税に納税義務を有する者については、市税全品目についても未納が無いこと

⑧ 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと

・健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出の義務

⑨ 栃木県告示第４１９号（令和４年８月２６日）に定める競争入札参加資格を認められない者でないこと。

３．受付期間

県内業者　令和４年１０月１７日（月）　～　令和４年１１月　４日（金）

県外業者　令和４年１１月　７日（月）　～　令和４年１１月２５日（金）

※栃木県電子申請システムの受付期間

４．申請方法及び提出書類

矢板市の競争入札参加資格審査申請は、栃木県への競争入札参加資格審査申請が必要となります。申請は栃木県電子申請システムによる電子申請により行ってくだ

さい。

電子申請後、期限までに共通書類及び矢板市個別書類を到達が確認できる方法（特定記録、簡易書留、レターパックのいずれか）で栃木県へ発送してください。

提出書類については別表の共通書類、矢板市個別書類を確認し、栃木県ホームページ及び本市ホームページより様式をダウンロードしてください。

また、申請方法の詳細については、栃木県ホームページより申請の手引をご確認ください。

栃木県ホームページ：一般競争（指名競争）参加資格審査申請について（令和５（２０２３）・６（２０２４）年度定期受付）

アドレス：https://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/work/kensetsugyou/nyuusatsushikaku/teikishinsa0822.html

矢板市ホームページ：令和５（２０２３）・６（２０２４）年度入札参加資格審査申請（定期申請）について

アドレス：https://www.city.yaita.tochigi.jp/soshiki/soumu/sikakutourokku-teiki.html

５．共通書類及び矢板市個別書類受付場所

〒３２０－８５０１　栃木県宇都宮市塙田１－１－２０

栃木県県土整備部監理課　建設業担当

※封筒表面に「建設工事入札参加資格審査申請書類在中」と朱書きしてください。

６．入札参加資格の有効期間

令和５年４月１日　～　令和７年３月３１日

７．入札参加資格審査申請受付担当

矢板市 総務部 総務課 管財担当　　℡　０２８７－４３－１１１３

８．返信用封筒の郵送時期

提出書類が問題無く受理した場合には、３月中に審査結果通知書・格付決定通知書を封入し返送します。

９．その他

記載事項の変更が生じた場合には、直ちに変更届（本市様式：市ホームページからダウンロード可）を提出してください。

アドレス：https://www.city.yaita.tochigi.jp/soshiki/soumu/sikakutourokku-teiki.html

別表［建設工事入札参加資格申請提出書類：共通書類］
○：必ず提出が必要な書類
△：該当がある場合に提出が必要な書類
×：提出が不要な書類
提出書類は全て「写し可」です。※行政書士の委任状を除く

No.	提出書類の名前	県内	県外	摘要及び注意事項等
1	建設工事　共通書類のチェックリスト	○	○	申請者が自己チェックしていただき、必ず提出してください。
2	入札参加資格申請書	○	○	電子申請システムで申請後、ＰＤＦが出力されますので、印刷してご提出ください。
3	建設業許可申請書類 ①営業所一覧表 ②建設業法令第３条に規定する使用人の一覧表	×	△	県外業者で、受任者を置く申請者のみ提出します。 ①は建設業の許可後、営業所名や営業している業種に変更があった場合は、変更後の営業所の状況を把握する必要がありますので、建設業の変更届出書（様式第２２号の２第２面）の提出をお願いします。 ※建設業の許可行政庁に提出した書類が必要で、事業者が独自に作成した書類では受付ができません。
4	県税全税目納税証明書	○	△	県内業者：納付すべき税額がない場合も提出が必要となります。 県外業者：栃木県に納税義務を有する場合（栃木県内に営業所を有している等）に提出が必要。
5	法人税（個人の場合、申告所得税）、消費税及び地方消費税納税証明書	○	○	納付すべき税額がない場合や免税事業者であっても提出が必要となります。 法人の場合：法人税、消費税及び地方消費税納税証明書（様式その３の３） 個人の場合：申告所得税、消費税及び地方消費税納税証明書（様式その３の２）
6	経営規模等評価結果通知及び総合評定値通知書の写し	○	○	提出が必要です。

7	次の保険関係の書類 【健康保険・厚生年金保険について】 最新の健康保険及び厚生年金保険の領収証書 【雇用保険について】 最新の雇用保険の領収証書及び労働保険概算確定保険料申告書	×	△	次の場合のみ提出が必要になります。 該当しない場合は提出不要です。 【県内業者】 提出不要です。<u>（加入状況に疑義がある場合は、追加で提出をもとめることがあります。）</u> 【県外業者】 経営事項審査の結果通知書のうち、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の欄のいずれかが加入「無し」の場合や、申請日までに有効な結果通知が届いていない場合。
8	行政書士の委任状	△	△	行政書士が代理申請をする場合のみ提出が必要です。 ※原本提出。
9	建設業労働災害防止協会加入証明書	△	△	建設業労働災害防止協会が申請日前３ヶ月以内に発行した証明書の提出が必要です。（写し可）
10	障害者雇用を証する書類 （該当がある場合、次の①、②のいずれか） ①公共職業安定所に提出した申請日直前の６月１日現在における「障害者雇用状況報告書」 ②障害者手帳等（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）及び常勤性確認書類・常勤性確認書類（社会保険被保険者証の写し）	△	△	【申請者が申請日直前の６月１日現在において、障害者雇用状況報告書の提出義務がある者（従業員の総数が４５．５人以上）の場合】 ※報告書は令和４年６月１日現在のもので、公共職業安定所の収受印があるものに限ります。 ※障害者雇用状況報告書の「身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数」が『０人』であることが条件となります。 【申請者が申請日直前の６月１日現在において、障害者雇用状況報告書の提出義務がない者（従業員の総数が４５．５人未満）の場合】 ※障害者手帳等は、手帳の種別、障害者の氏名及び生年月日が分かるページとし、常勤性確認書類は事業所名が記載されており、障害者の氏名及び生年月日が確認できるものとする。

				※複数の障害者を雇用している場合であっても、１人分の書類の提出で可とします。
11	管轄保護観察所が発行する証明書（該当がある場合、次の①、②のいずれか） ①協力雇用主登録証明書 ②保護観察対象者等雇用に関する証明書	△	△	①管轄保護観察所に協力雇用主登録をしている場合。 ②保護観察対象者等の雇用実績がある場合。
12	次世代育成支援対策推進法の規定による、次の①又は②のいずれかの書類。 ①一般事業主行動計画策定・変更届の控え ②基準適合一般事業主認定通知書の写し	△	△	・一般事業主行動計画策定・変更届については、計画期間に申請日が含まれていることが条件です。 ・認定を受けている場合は、認定書の写しを提出してください。
13	女性活躍推進法の規定による、次の①又は②の書類、若しくは栃木県「男女生き活き企業」認定・表彰制度③の書類 ①一般事業主行動計画策定・変更届の控え ②基準適合一般事業主認定通知書の写し ③「男女生き活き企業」認定・表彰制度に基づく認定証の写し	△	△	・一般事業主行動計画策定・変更届については、計画期間に申請日が含まれていることが条件です。 ・②又は③、いずれかの認定を受けている場合は、認定証の写しを提出してください。
14	若者雇用促進法の規定による認定通知書の写し	△	△	若者雇用促進法の規定による認定を所轄都道府県労働局長から受けている場合は、認定証の写しを提出してください。
15	災害時の基礎的事業継続力認定証の写し	△	△	関東地方整備局による建設会社における災害時の事業継続力の認定を受けている場合は、認定証の写しを提出してください。
16	従業員の消防団加入活動を証する書類 次の①、②のいずれかの書類。 ①消防団協力事業所表示証の写し ②従業員の消防団加入・活動を証する書類及び常勤性確認書類	△	△	①消防団協力事業所の認定を受けている場合（栃木県の認定に限る） ②従業員のうち、２名以上が消防団に加入し活動している場合。 ・常勤性の確認書類（社会保険の被保険者証の写し）

17	「とちぎ健康経営事業所認定制度」又は国が実施する「健康経営優良法人認定制度」に基づく認定証の写し	△	△	認定を受けている場合は、認定証の写しを提出してください。

別表［建設工事入札参加資格申請提出書類：矢板市個別書類］
○：必ず提出が必要な書類
△：該当がある場合に提出が必要な書類
×：提出が不要な書類
提出書類は全て「写し可」です。※委任状を除く

No.	提出書類の名前	県内	県外	摘要及び注意事項等
1	委任状（市町提出用）	△	△	委任をする場合
2	地方税の納税証明書 ※申請日直前３か月以内に発行されたもので、未納が無いもの	△	△	【矢板市内に本・支店または営業所を有する場合】 本市発行の法人（個人）市民税及び固定資産税、国保税、軽自動車税、２か年（すべて）。 ※完納証明書でも可 【矢板市内に本・支店または営業所を有しない場合】 市区町村発行の法人（個人）市民税または都道府県発行の法人（個人）事業税、１か年分（どちらか）。 ※完納証明書でも可
3	工事経歴書	○	○	申請日直前の１営業年度分（任意様式） 直近の建設業許可行政庁へ提出したものの写し可
4	返信用封筒 ※入札参加資格審査結果通知書の送付用	○	○	定型長３封筒に切手８４円を張り付けておくこと。